

## 熊本県情報公開審査会の答申(平成18年8月18日付け答申第89号)の概要

### 1 事案の概要

- (1) 平成16年7月26日、熊本県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対して、「県警職員いじめ自殺に関する監察課の調査報告書(調査期間、調査範囲、経過、結論に至った根拠が分かるもの)」の開示請求があった。
- (2) 平成16年8月9日、この開示請求に対して、実施機関(担当:警務部監察課)は、「平成16年7月13日付け、自殺事案に関する調査結果について(報告)」を特定し、熊本県情報公開条例(以下「条例」)に基づき、部分開示決定を行った。
- (3) 平成16年9月22日、熊本県公安委員会に部分開示決定に対する審査請求が行われた。
- (4) 平成16年10月19日、熊本県公安委員会から熊本県情報公開審査会に諮問された。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

### 2 主な争点

職員の自殺に関する調査報告書に記載された情報は、条例第7条第2号(個人情報)及び第6号(事務事業支障情報)に規定する不開示情報に該当するか。

また、第2号本文に該当する場合に、同号ただし書により、開示相当と認められる情報はあるか。

### 3 当事者の主張の要旨

不服申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>自殺者の近親者、友人など調査が外部にまで及んだのかを知りたい。</p> <p>調査期間、調査範囲などを明らかにすることが、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。</p>	<p>本件行政文書の不開示部分は、次のとおり、条例第7条第2号又は第6号に規定する不開示情報に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「関係職員(自殺者)の氏名等」は、関係職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、「関係職員(自殺者)の死亡日時・場所」、「自殺の原因・動機」、「非違事案の存否確認」、「調査の端緒」及び「調査期間・方法」は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる。</li><li>・「調査の端緒」及び「調査期間・方法」は、同種の調査事案に関し、調査相手方に対抗措置を講じられたり、情報提供等の協力が得られなくなるおそれがあることから、また、「自殺の原因・動機」及び「非違事案の存否確認」は、これが公になると、調査関係者の相互の信頼が崩れ、協力が得られなくなるおそれがあることから、監察事務や人事管理に支障を及ぼすおそれがある。</li></ul> <p>自殺事案に関しては、原則として公表していない。本件については、県議会において報告し</p>

ているが、国会問題まで発展していたという特殊事情があったことから行ったものである。また、これ以前に記者会見で質問に答えて発言しているが、これら以外に実施機関として公表したものはない。議会報告以降、自殺の内容等について一切発表していないし、今後も発表することは予定されていない。よって、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

#### 4 答申の概要

##### (1) 審査会の結論

実施機関が不開示とした部分のうち、条例第7条第2号ただし書アに該当する部分については、開示することが妥当である。

##### (2) 審査会の判断の要旨

###### 条例第7条第2号本文該当性

本件行政文書は、特定の職員の自殺事案に関する調査報告書であり、全体として当該職員に係る個人情報であって、同号本文に該当すると認められる。なお、本件は警察職員の自殺という特異なケースであり、新聞報道等もされていることから、本件行政文書中の情報は、個人識別情報を除いたとしても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別ことができ、少なくとも警察関係者等一定範囲の者には特定の個人を容易に識別することが可能と考えられ、同号ただし書に該当する場合を除き不開示となる情報と考えられる。

###### 同号ただし書ア該当性

本件自殺事案に関して実施機関は、記者会見で発言し、また、県議会（委員会）で説明していることが認められる。さらに、これらの発言等に該当する情報が、本件行政文書に記載されていると認められる。

これらの発言等は、いずれも実施機関として公表したものであり、実施機関の県議会での本件自殺事案に関する説明内容については会議録として現に公衆の知り得る状態に置かれていること、また、記者会見での発言内容は、報道により継続的に公にされることが予測される状況で公にされた情報であることから、社会通念上、一般的に公にされている情報であると認められる。したがって、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることが妥当と考えられる。

以上のとおり、本件行政文書の情報は全体として同号本文に該当するものであり、原則として不開示となる情報であるが、このうち、上記記者会見での発言及び県議会での説明に該当する部分は、同号ただし書アに該当し、開示相当と認められる。

###### 条例第7条第6号該当性について

上記で開示相当と認められる部分は、実施機関が、継続的に公にされることが予測される状況で、自ら公にした情報であり、当該情報を第6号該当を理由に不開示とすることは認められないと考えられる。

諮問実施機関	：熊本県公安委員会
諮問日	：平成16年10月19日
答申日	：平成18年8月18日（答申第89号）
事案名	：自殺に関する調査結果の部分開示決定に関する 件（平成16年諮問第130号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「平成16年7月13日付け、自殺事案に関する調査結果について（報告）」（以下「本件行政文書」という。）の不開示部分のうち、別表に記載した部分については、開示することが妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成16年7月26日、不服申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「県警職員いじめ自殺に関する監察課の調査報告書（調査期間、調査範囲、経過、結論に至った根拠が分かるもの）」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成16年8月9日、実施機関は、開示請求に係る文書として、本件行政文書を特定し、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に部分開示の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 平成16年9月22日、不服申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件部分開示決定を不服として、熊本県公安委員会に対して審査請求を行った。
- 4 平成16年10月19日、熊本県公安委員会は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 不服申立人の主張

#### 1 不服申立ての趣旨

本件部分開示決定により、不開示とされた部分の開示を求めるといふものである。

## 2 不服申立ての理由

不服申立人が不服審査請求書の中で述べている不服申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 熊本県警察本部監察課による捜査が適正に行われたかを調査するために文書の開示を求めた。
- (2) 関係職員の氏名などの個人情報を知るのが目的ではなく、自殺者の近親者、友人、恋人、先生など調査が外部にまで及んだのか(いじめの事実確認のために事情聴取を行った範囲)を知りたい。
- (3) 調査期間、調査範囲などを明らかにすることが、「公にすると監察等に係る事務に関し、正確な事実の判断を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。

## 第4 不服申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 「関係職員(自殺者)の人定事項(住居、所属、階級、氏名等)」は、関係職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、「関係職員(自殺者)の死亡日時・場所」、「自殺の原因・動機」及び「非違事案の存否確認」は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができ、少なくとも警察関係者等一定範囲の者には特定の個人が容易に識別できる。
- 2 「調査の端緒」には、調査の開始の経緯が記載されており、また、「調査期間・方法」には、調査の期間、関係職員(自殺者)の所属・身分等が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる。
- 3 「別紙」記載の関係者の氏名、現所属等は、関係者及び関係職員(自殺者)個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる。
- 4 「調査の端緒」には、端緒の入手形態、調査手法等が記載されており、また、「調査期間・方法」及び「別紙」には、調査対象、具体的手法等が記載されており、同種の調査事案に関し、調査相手方に対抗措置を講じられたり、情報提供等の協力が得られなくなるおそれがあることから、また、「自殺の原因・動機」及び「非違事案の存否確認」は、その内容を公にし

ないという前提で関係者から事情聴取した結果が記載されており、これが公になると、調査関係者の相互の信頼が崩れ、協力が得られなくなるおそれがあることから、監察事務や人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

- 5 以上のとおりであり、本件行政文書の不開示部分は、条例第7条第2号又は第6号に規定する不開示情報に該当する。
- 6 自殺事案に関しては、死者及び遺族等の名誉・プライバシーを尊重し、原則として公表していない。本件自殺事案については、県議会において報告しているが、これは当時、報道が過熱し、国会問題まで発展していたという特殊事情があったことから行ったものである。また、これ以前に記者会見で質問に答えて発言しているが、これら以外に実施機関として公表したものはない。議会報告以降、自殺の内容等について一切発表していないし、今後も発表することは予定されていない。よって、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。このほか、新聞等で報道されているが、これは報道機関の取材等によるものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、不服申立人の主張内容及び実施機関の説明の内容などを踏まえ、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のよう

### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、熊本県警察本部警務部監察課長が、特定の警察職員の自殺事案に関する調査結果を取りまとめ、同県警察本部長に対して報告した文書であり、全体として自殺者個人に関する情報で、自殺者と関係がある者（以下「関係者」という。）の個人に関する情報も含まれていると認められる。

### 2 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号本文は不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお

それがあるもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシー等を最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報等が記録されている行政文書については、同号ただし書に該当するときを除き、不開示とすることを定めたものである。

(2) 同号本文該当性について

本件行政文書は、特定の職員の自殺事案に関する調査報告書であり、全体として当該職員に係る個人情報であって、同号本文に該当すると認められる。

そして、同号ただし書のうちイ及びウについては、当該職員に係る個人情報としてこれに該当する情報はないと考えられるので、以下、同号ただし書アに該当する部分の有無について検討する。

なお、不服申立人は、本件行政文書中の「調査範囲」や「調査期間」については不開示情報に該当しないと主張しているが、本件は警察職員の自殺という特異なケースであり、新聞報道等もされていることから、本件行政文書中の情報は、個人識別情報を除いたとしても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができ、少なくとも警察関係者等一定範囲の者には特定の個人を容易に識別することが可能と考えられ、同号ただし書に該当する場合を除き不開示となる情報と考えられる。

(3) 同号ただし書ア該当性について

ア 本件自殺事案に関して実施機関は、記者会見で発言し、また、県議会(委員会)で説明していることが認められる。さらに、これらの発言等に該当する情報が、本件行政文書に記載されていると認められる。

イ これらの発言等について実施機関は、これら以外に実施機関として公表したものはなく、これらについても自殺事案に関しては原則として公表しない中、当時の特殊事情により例外的に公表したものであって、その内容は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと主張している。

しかしながら、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として・・・」という規定の趣旨は、社会通念上、一般的に公にされている情報と認められるものはあえて不開示として保護する必要性に乏しいというものと考えられる。したがって、たとえ条例の一般的な解釈から

は、「慣行として・・・」には該当しないと考えられる情報であっても、個別の状況において、当該情報が一定の要件を満たすときには、社会通念上、一般的に公にされている情報として、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることが妥当な場合もあると考えられる。

ウ これを上記の発言等について検討すると、いずれも実施機関として公表したものであり、実施機関の県議会での本件自殺事案に関する説明内容については会議録として現に公衆の知り得る状態に置かれていること、また、記者会見での発言内容は、報道により継続的に公にされることが予測される状況で公にされた情報であることから、社会通念上、一般的に公にされている情報であると認められる。したがって、これらの情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることが妥当と考えられる。

そして、上記県議会での説明等が同号ただし書アに該当する情報であれば、本件行政文書のうち、これらに該当する部分についても同様に、同号ただし書アに該当とすることが妥当と考えられる。

(4) 以上のとおりであり、本件行政文書の情報は全体として同号本文に該当するものであり、原則として不開示となる情報であるが、このうち、上記記者会見での発言及び県議会での説明に該当する部分は、同号ただし書アに該当し、開示相当と認められる。

(5) その他

上記(4)で開示相当と認められる情報には、関係者の個人に関する情報にも該当すると考えられるものも含まれている。しかし、当該情報は、上記のとおり、同号ただし書アに該当する情報であると認められることから、開示相当と認められる。

3 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、第6号(事務事業支障情報)の該当性についても主張しているので、以下検討する。

まず、第2号該当により不開示と認められた部分が第6号非該当を理由に開示相当となるものではなく、開示不開示の判断に影響がないことから、第6号該当の検討対象は上記2で開示相当と判断される部分のみとなると考えられる。

そして、上記2で開示相当と判断される部分は、上記2(4)で示した

部分であるところ、これは、実施機関が、継続的に公にされることが予測される状況で、自ら公にした情報であり、当該情報を第6号該当を理由に不開示とすることは認められないと考えられる。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

#### 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年10月19日	・ 諮問(第130号)
平成16年11月26日	・ 諮問実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成18年 1月19日	・ 審議
平成18年 2月16日	・ 実施機関から口頭説明聴取及び審議
平成18年 3月20日	・ 審議
平成18年 4月26日	・ 審議
平成18年 5月31日	・ 審議

平成18年 6月14日	・ 審議
平成18年 7月19日	・ 審議

別 表

本件行政文書のページ	開示部分
1	・ 17行の1文字目から7文字目まで
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4行の1文字目から10文字目まで及び32文字目から35文字目まで</li> <li>・ 5行の1文字目から13文字目まで</li> <li>・ 33行の1文字目から12文字目まで</li> <li>・ 34行の6文字目から35文字目まで</li> <li>・ 35行の1文字目から9文字目まで</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18行の1文字目から3文字目まで及び32文字目から35文字目まで</li> <li>・ 19行の1文字目から7文字目まで及び34文字目から36文字目まで</li> <li>・ 20行の1文字目から19文字目まで</li> </ul>